

2025年度 日本学生支援機構「授業料後払い制度」申請と授業料納入について

「授業料後払い制度」利用者が返還を要する総額

$$= \text{授業料支援金（授業料相当額 + 保証料相当額）} + \text{生活費奨学金（2または4万円から選択）}$$

授業料相当額のみ
大学の口座へ振込されます

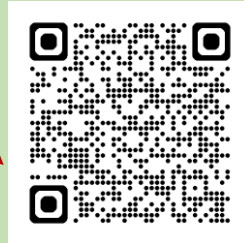
利用者**本人の口座**へ
振込されます

※選択しないことも可能です

注意事項

- 「授業料後払い制度」の申請を行った場合、授業料の徴収が**猶予**されます。
猶予期間 前半期分授業料：9月末まで 後半期分授業料：2月末まで
- 「授業料後払い制度」とは別に、授業料免除（大学独自制度）の申請を行い、授業料が減免になった場合「授業料後払い制度」で支援される授業料支援金は以下のとおりです。

授業料免除
(岡山大学
独自制度)



$$\text{授業料支援金} = \text{授業料免除適用前の授業料の金額} - \text{免除された授業料の金額}$$

- 法務研究科の方は、授業料が「授業料後払い制度」の上限額（535,800円）を超えるため、「授業料後払い制度」に採用された場合でも上限額を超えた差額分の授業料納入が必要です。
また、授業料免除（岡山大学独自制度）に申請した場合も、審査結果により上限額（535,800円）を超えた場合は差額が発生します。

授業料納入の流れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
授業料免除申請 (岡山大学独自制度)	前半期分申請 (新入生) ※在学生は3月			審査結果通知 (全学免除・半額免除・不許可等)		後半期分申請			審査結果通知 (全学免除・半額免除・不許可等)			申請 (在学生)
「後払い制度」申請者の 授業料徴収	前半期分は9月末まで猶予されます					猶予	後半期分は2月末まで猶予されます					猶予
「後払い制度」を申請し採用された方	春入学者の採用結果： 4～7月通知 ※申請する奨学金によって異なります					JASSOから大学の口座へ前半期分の授業料相当額が振込され授業料に充当されます	秋入学者の採用結果： 12月通知					JASSOから大学の口座へ後半期分の授業料相当額が振込され授業料に充当されます
「後払い制度」を申請したが採用されなかった方						口座振替により授業料を納入してください						口座振替により授業料を納入してください